

# 平申いじめ防止基本方針

大仙市立平和中学校

## 目 次

1	いじめの基本認識	… P 1
2	いじめの未然防止等の取組	… P 2
3	いじめの早期発見	… P 2
4	いじめに対する措置	… P 3
5	家庭・地域社会との連携	… P 5
6	重大事態への対処について	… P 5
7	平申いじめ対策委員会	… P 6



## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や心身及び財産に重大な被害が生じる恐れがある。また、いじめはどの学校、学級、生徒にも起こり得るものである。そこで、平和中学校（以下、本校）では

- 1 本校に在籍するすべての生徒にとって安全で安心な学校・学級を築いていくこと
- 2 家庭・地域・専門機関との連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対応を行うこと

を目的とし、「大仙市立平和中学校いじめ防止のための基本方針」を策定する。

## Ⅰ いじめの基本認識

### (1) 定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

### (2) 基本的な捉え方

「いじめ」に対して以下のように捉え、全職員で共通理解を図る。

- (i) どの学校、どの学級、どの生徒にも起こり得るものである。
- (ii) 人権侵害行為であり、人間として絶対に許される行為ではない。
- (iii) 大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (iv) いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- (v) 加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」など集団全体に関わる問題である。
- (vi) その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に接触する。
- (vii) けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もある。
- (viii) いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月を目安として継続している②被害者が心身の苦痛を感じていないという2つの要件が満たされていることを指す。
- (ix) 学校、家庭、地域社会等、関係機関との連携体制を整えて組織的に取り組むべき問題である。

### (3) 態様

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| ・冷やかし、からかい、悪口           | ・ぶつかる、たたく        |
| ・仲間はずれ、集団による無視(SNS等含む)  | ・金品のたかり          |
| ・金品を隠す、壊す、捨てる<br>(ネット上) | ・嫌なことをするまたはさせる 等 |
| ・誹謗中傷                   | ・他人の個人情報の無断掲載    |
| ・虚偽内容の掲載                | ・なりすまし 等         |

## 2 いじめの未然防止等の取組

全教職員が上記にある「いじめの基本認識」事項やいじめが生まれる構造、加害者の心理を理解した上で、「生徒がいじめに向かわない態度・能力」を身に付けられるよう、全ての教育活動を通して継続的に働きかける。

### ①多様性を認め、人権が尊重され、安心して過ごせる学校・学級づくり

- ・意見を発信しやすい自由な雰囲気为确保するために、少数意見を大切にしたり、誤答を生かしたりする。
- ・保健体育の授業等機会を捉え、性的マイノリティーに関する理解を深める。
- ・偏見や差別、人権に関する価値項目に触れる道徳の学習の充実を図る。

### ②自己有用感や自己肯定感、自己信頼感の醸成

- ・係活動、当番活動、委員会活動などを通して、生徒一人一人が役割を担って活動できるようにするとともに、その役割を果たせるように支援する。
- ・互いの取組や成果を応援したり称揚したりできるよう、壮行会や応援活動、表彰式の充実を図る。
- ・様々な人と関わりをもつことができるように、近隣の学校と合同での行事や地域住民を巻き込んだの行事を行ったり、異学年と対抗・交流する行事を行ったりする。
- ・実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を踏まえた授業を展開する。

### ③行動レベルでの「いじめをしない」という感覚を養う

- ・道徳の授業や情報モラル教室などを通して、いじめにつながるような場面のロールプレイを行ったり、生徒同士で検討したりする機会を確保する。

### ④いじめの衝動の発生抑制

- ・心理的ストレスの緩和をするために、全校生徒が SC や学級担任と面談する機会をつくる。
- ・生徒一人一人の内面理解を推進するために、一日一声運動を行ったり、生活ノートの活用をしたりする。

### ⑤学級全体への「いじめを許容しない雰囲気」の浸透

- ・全職員が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思表示をする。
- ・道徳の授業や学級活動などにおいて、いじめ傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換する重要性を根気強く指導する。
- ・市民社会のルールを守る意識を身に付けることができるよう、社会科や道徳などの授業の充実を図り、法の意義の理解を深めるようにする。

## 3 いじめの早期発見

日本のいじめは、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多く、また、同じ学級に加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点が特徴的である。表面的な言動に気を配るのはもちろん、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せて見ていく必要がある。そこで、日頃から生徒との信頼関係を構築し、生徒の小さな変化に気を配り、いじめやその兆候の認知に努める。さらに、生徒に関わる教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集する。

#### ①学級担任等

- i 日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ii 休み時間や放課後の生徒との会話や生活ノートなどを活用し、抱えている悩みや不安の把握に努める。
- iii 個人面談や家庭訪問、欠席時の連絡を行い、生徒本人および家庭との連携を密にする。

#### ②養護教諭

- i 保健室を利用する生徒との会話の中で、悩み等がないかに気を配る。

#### ③生徒指導担当

- i 学校生活アンケートや教育相談、SCとの面談などの計画的な実施に取り組む。
- ii 休み時間や昼休み時間の校内巡視や、放課後の校内巡回を行い、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

#### ④管理職

- i 生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ii 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

#### ⑤平中いじめ対策委員会

- i 生徒の些細な兆候や生徒からの訴えを学級担任が抱え込まないように、互いに情報共有し、必要な対策を講じる。

## 4 いじめに対する措置

詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。

### (1) 情報を集める。

#### ①学級担任等、養護教諭

- i いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- ii 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- iii 発見・通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、平中いじめ防止対策委員会に情報を報告する。

#### ②平中いじめ防止対策委員会

- i 指導・支援体制を組む(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)。
- ii 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際得られた情報は確実に記録に残す。
- iii 事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに、学級担任等が被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- iv 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- v 状況の変化に常に気を配り、随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応する。

### ③生徒への指導・支援

#### i いじめられた生徒への対応

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安の軽減に努める。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒の自尊感情を高めるよう留意する。

#### ii いじめた生徒への対応

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを指導し、自らの行為の責任を自覚できるようにする。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室にて指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

#### iii 集団への働きかけ

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解できるようにする。

#### iv いじめ防止対策委員会

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継ぎを行う。

#### vi 保護者との連携

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者の不安軽減に努める。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめの事案に関する情報を適切に提供する。

## 5 家庭・地域社会との連携

- (1) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- (2) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校報などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- (3) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたる。
- (4) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域とともに進める。
- (5) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするるとともに、必要に応じて総合教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

## 6 重大事態への対処について

- (1) 重大事態が発生した場合について
  - ①いじめ防止対策委員会は、次のような重大事態が発生した場合、情報の収集と共有を行う。
    - i 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺を計画した場合等）
    - ii 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間 30 日を目安。一定期間連続しているような場合などは、迅速に調査に着手）

\*いじめられて重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあったとき
  - ②いじめ防止対策委員会で、いじめの事実確認を行い、結果を教育委員会へ報告する。
- (2) 学校が調査主体の場合
  - ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置
    - 組織構成については、いじめ対策委員に加えて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
  - ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
    - i いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
    - ii 調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合う姿勢を大切にする。
    - iii 先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
  - ③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
    - i 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
    - ii 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがないようにする。
    - iii 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明するなどの措置をとる。
  - ④調査結果を踏まえた必要な措置
- (4) 教育委員会が調査主体の場合  
教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する

## 7 平中いじめ対策委員会

